

東京、昭47不110、平2.7.3

決 定 書

申 立 人 柏林書房労働組合
申 立 人 X 1
申 立 人 X 2
申 立 人 X 3

被申立人 株式会社交通経済（昭和47年9月22日解散）
被申立人 株式会社柏林書房（昭和48年3月25日解散）

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

- 1 被申立人株式会社柏林書房（以下「柏林書房」という。）は、自動車関係書籍の出版を営む会社であるが、柏林書房のB 1代表取締役は、昭和46年6月29日被申立人株式会社交通経済（以下「交通経済」という。）を設立し、自らが代表取締役に就任した。交通経済は、柏林書房から社屋等を賃借し、柏林書房の従業員および業務を引き継いだ。

交通経済は、46年12月27日、就業規則違反を理由として申立人X 2および同X 3の2名を解雇し、47年9月25日には会社解散（47年9月22日）を理由に申立人X 1を解雇した。

これに対して、申立人柏林書房労働組合（構成員は本件の申立人であるX 1ら3名、以下「組合」という。）およびX 1ら申立人3名は、本件解雇が全組合員を企業外に排除したのち別途業務を再開せんとしたいいわゆる偽装解散であるとして、交通経済ないし柏林書房への復職等を求めて本件を申立てた。

- 2 当委員会は、48年3月7日に第2回審問を行った後（同年5月～6月に和解を試みたが不調）、審査の進行に関する申立人らの態度の決定を待つ間審査を中断した。その後、50年8月29日に組合が来庁し「当面事件に係属させておいて欲しい」との要望があったものの、以後申立人らへの電話による連絡が不能になり、53年8月29日、58年6月2日および7月20日付の当委員会の文書による照会にも返答がなかった。なお、この間に、柏林書房は48年3月25日解散した。

当委員会は、60年1月30日付で「前回組合が来庁してから約10年が経過しており、審査の進行について相談したい。連絡がないときは申立てを維持する意思を放棄したものとみなさざるをえない。」旨の文書を組合のX 1執行委員長あて送付したところ、同人から60年2月20日付で文書による回答があった。その要旨は、「事情の変化があり、現行の法的常識上申立てを維持する理

由が極めて乏しくなったと判断されてもやむを得ない。しかし、解雇、偽装倒産の事実が消滅したわけでもないので申立てを取り下げる意思はないが、他の二人はそれぞれの場所で生活を営み積極的に争議を継続するには困難な状況にあり、規則に従い却下の手続きがとられた場合そのことに対して特別の異議がない」というものであった。

その後、申立人らの意思を再確認するため、当委員会が、平成2年5月9日付でX1に対し照会文書を送付したところ、同人から応答がなかった。そこで、当委員会は、X2およびX3と連絡をとろうとしたが、両名とも申立書記載の住所地に居住せず、また転居先も不明であることが判明した。また、再度、X1に対し、X2およびX3の連絡先を照会したが応答がなかった。

- 3 したがって、X1は「申立てを維持する意思を放棄したもの」と、X2および同X3は「所在が知れない」と認められる。

また、当委員会が組合の資格審査（都労委昭和47年資審193号事件）を行った結果は、別紙資格審査「決定書」（平成2年7月3日付）のとおりであって、組合は労働組合法上の救済を受ける資格を有するものと認められない。

- 4 よって、組合の申立てについては労働委員会規則第34条第1項第2号を、X1、X2およびX3の申立てについては同条同項第7号を適用して、主文のとおり決定する。

平成2年7月3日

東京都地方労働委員会
会長 古山宏

(別紙 略)